2015年10月段階 条例構成要素比較表			千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子市	長崎県	別府市	沖縄県	京都府	茨城県	鹿児島県	富山県	奈良県	条例素案	国	
「差別」の内容～総則～	差別の範囲の定義(※)		○		△	○		△	○	○	○		○	○	○	○	○		※ 差別＝不当な差別的取扱い＋合理的配慮の不提供
	不当な差別的取扱いの定義	総則			○				○						○		○		
		各則	○			○	○		○		○	○		○		○			
	合理的配慮の定義		○	○		○	○		○	○			○		○	○	○		
	禁止規定	不当な差別的取扱い	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	● 差別とは言っていないが、不当な差別的取扱いを定義している。
		合理的配慮の提供(民間)	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△ 努力義務＝「努めなければならない」
		合理的配慮の提供(行政)	○	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	差別禁止の主体	何人も	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		「何人も、障害を理由とする差別をしてはならない。」
		行政機関等／事業者に限定										○						○	自治会、サークル活動、近隣、家族内等の差別については、相談に乗ることもできない。
紛争解決	相談窓口を利用できる人	障害のある住民側のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		障害のある住民＋事業者															○		
	助言・あっせんを行う第三者機関の設置		○	▲		○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		▲ 助言・あっせん機能がない ● 不当な差別的取扱い類型のみ
	実効性確保	勧告	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		公表		○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○		
	相談件数(直近1年)		155/602		●	9	163	●	60	●	144								● 公表なし 千葉県：相談件数602件、うち差別に関する相談155件
	あっせん手続件数(直近1年)		0	(27)	●	2	1	●	0	●	0	H27年4月以降施行につき実績なし							● 公表なし
	勧告・公表件数(直近1年)		0	—	—	0	0	0	0	0	0						—	—	